

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【公開番号】特開2004-183215(P2004-183215A)

【公開日】平成16年7月2日(2004.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-025

【出願番号】特願2002-347751(P2002-347751)

【国際特許分類第7版】

E 0 1 C 13/00

E 0 1 C 7/35

【F I】

E 0 1 C 13/00 A

E 0 1 C 7/35

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月1日(2004.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

土壤基盤の上に平均長さ0.1~15mmの碎石とバインダーとして液状硬化性樹脂とからなる補強層を設けてなる補強グラウンド。

【請求項2】

液状熱硬化性樹脂がポリオールとポリイソシアネートとから得られるイソシアネート基含有ウレタンプレポリマーである請求項1記載の補強グラウンド。

【請求項3】

液状熱硬化性樹脂が(メタ)アクリル変性ポリエチル樹脂である請求項1又は2記載の補強グラウンド。

【請求項4】

土壤基盤の上に平均長さ0.1~15mmの碎石とバインダーとして液状硬化性樹脂とからなる補強層を設け、更にその上に樹脂層又は土層を積層してなる補強グラウンド。

【請求項5】

樹脂層が樹脂シート又は樹脂マットである請求項4記載の補強グラウンド。

【請求項6】

樹脂層が人工芝である請求項4又は5記載の補強グラウンド。

【請求項7】

碎石に対する液状硬化性樹脂の量が1~30重量%である請求項1~6のいずれかに記載の補強グラウンド。

【請求項8】

補強層の厚さが1~200mmである請求項1~7のいずれかに記載の補強グラウンド

。

【請求項9】

補強層が圧縮強度1MPa以上である請求項1~8のいずれかに記載の補強グラウンド

。

【請求項10】

ポリオールがポリエーテルポリオールで、ポリイソシアネートがポリメリックMDIで

ある請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の補強グラウンド。

【請求項 11】

ポリエーテルポリオールが数平均分子量 200 ~ 10000 である請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の補強グラウンド。